

心のかよいあう福祉のまちづくり

令和3年度 社会福祉法人美里町社会福祉協議会における福祉教育の理念と展開

はじめに——「ふくし」って、なに？

「福祉」を分かりやすく伝える合言葉として、「**③だんの ④らしの ①あわせ**」という表現があります。漢字の「福」も「祉」も、どちらも「幸せ」という意味であり、自分と他者を幸せにしていこうであるといわれます。

それはつまり、自分自身の願いや生き方を大切に、人間として成熟していくために必要な人間関係、社会関係、サービスや資源などを活用し、その人らしく人生を歩んでいくことを互いに応援しあい、互いの幸せを創っていくということです。

福祉のイメージとして、未だ「障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭のような社会的弱者を助けてあげること」という考え方があるかもしれません。

しかし、今日ではそうした狭義の福祉観(welfare)から、**誰もが、どのような状況であれ、その人らしく・よりよく生きるという広義の福祉観(wel-being)**が用いられており、それは日本国憲法(1947年)において基本的人権を示した第25条「生存権(すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する)」や、第13条「幸福追求権(すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする)」を基盤としています。

「福祉」はみんなのこと、わたしのこと。

その意識を一人ひとりが育てていくために重要なのが、「福祉教育」なのです。

ともに生きる力を育む——「福祉教育」でめざすこと

教育の現場において、「生きる力」の育成が求められてきました。

福祉教育、すなわち「**ふだんの 暮らしの しあわせ**」を大切にしていこう教育とは、**いのちと暮らしに向き合い、他者とともに課題に気づき、考え、実践していく「ともに生きる力」の形成を目指していく**ものです。

それは学校教育だけに限ったものではなく、地域に暮らすすべての人が対象です。

困ったときは「助けて」と頼れる人がいること。

自分も、他者も、大切な存在なんだと実感できること。

多様な暮らし方や生き方を知り、自分にできることやどう生きたいかを考え、実践していくこと…このまちに暮らすすべての人が、つながりの中でお互いを大切にしながら暮らしていくことができる豊かな環境を創っていくのは、私たち一人ひとりです。

社会福祉法人美里町社会福祉協議会(以下、「社協」)は、美里町の福祉教育を住民と共に実践していく取り組みを続けています。

これまでの福祉教育プログラム …キャップハンディ体験学習を中心に

平成 20 年頃まで、美里町(旧小牛田町・旧南郷町)の社協で取り組んできた福祉教育は、概ね学校教育の中(PTA 活動を含む)で行われてきた「キャップハンディ体験学習(疑似体験学習)」であり、大切な福祉教育の機会としてきました。“アイマスクと白杖歩行(ブラインドウォーク)体験”や“車椅子体験”、“高齢者体験”等といった疑似体験等が行われ、一定の効果をあげてきました。

しかし、疑似体験だけでは、障がいの負の部分強調される傾向があり、受け取り方によっては逆に偏ったイメージを植え付けてしまうこと、障がい者や高齢者は「かわいそうな人」「特別な人」等という差別的な観念を生み出してしまふことになりかねませんでした。

また、“短い時間の中で自分とはあまり関わりの少ない”高齢者、障がい者のことを学んだだけにとどまってしまうこともあり、社協の事業評価の中で、「いかに自分に関係付けて考えられるか」「一過性の体験ではなく多様な場面で生涯に渡り継続的に取り組んでいかなければならないこと」などの反省が生まれました。

これからの福祉教育プログラム …コミュニケーションと気づきを大切にしたい学び

多く取り組まれる「キャップハンディ体験」については、平成 20 年度からこれまでのプログラムを発展させ、新たなプログラムを開発・試行すると共に“疑似体験”や“交流”はそのための一つの手段として体験し、児童・生徒やその保護者、また、地域住民に対し、自分の身の回りに生じている課題に気づく機会となるよう働きかけていきます。

また、福祉教育を通し、家庭や学校、地域の中で実際に多世代、他職種、性別、国籍などを超えて交流し、様々な機会をとらえて共に学ぶことで気づきを得ることが出来ます。

さまざまな人々とのふれあいの中から、「協働・連携することにより相手の立場や心情を深く思いやり、互いに支え合いながら生きていくこと」に気づき、疑問や関心をもってさまざまな福祉課題に向きあうきっかけとなるよう、意図的な働きかけとして、計画的・組織的に理念を具現化する学習活動を行う必要があります。

そこで、これまでの効果を検証し、目的意識を改めてもち、検討・共有、明確化させ、さらに効果的な福祉教育を推進していきます。

すべての人が、社会の大切な存在として尊ばれること、偏見や差別のない人権に根ざす尊厳と共生の心を育みあう地域福祉を推進する視点として、発達段階とライフステージに即し生涯を通した福祉教育の実践こそ、大切なことだと考えます。

福祉教育実践計画 ……心のかよいあう福祉のまちづくり

地域福祉を推進する上では、改めて福祉教育の概念を確認し、美里町福祉活動計画の基本理念をもとに福祉教育をすすめる必要があります。

【福祉教育の概念】

すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会全体の中で支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるように『共に生きる力』を育むこと。

(全国社会福祉協議会)

【社会福祉法人 美里町社会福祉協議会 基本理念】

みちかな地域の安心へ
ささえあう手と手をつなぎあい
ともに築こう福祉のまち”みさと”

基本目標	心のかよいあう福祉のまちづくり (基本目標 4 項目のうちの一つ)
指 針	<p>① 学びあう「ふくし」の推進</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、地域や学校、団体、企業、行政、関係機関等の多様な主体が、私たちのいのちとくらしに密接に関係する福祉の考え方や活動について、共に学びあい・育みあい・取り組んでいくとともに、美里町の自然や環境・風土等の郷土も大切にされた福祉教育の推進を目指します。</p> <p>② 広めあう「ふくし」の推進</p> <p>様々な広報手段や集いの場、啓発の機会などを活用し、私たちのふだんのくらしがしあわせになるよう、世代や環境、制度、分野などを超えて互いに尊重しあい、協力しあう意識の向上に努め、心のかよいあう福祉のまちづくりを目指します。</p>

福祉教育を推進する 3 つのポイント

1. 福祉教育推進のための「人」づくり

「地域福祉は福祉教育ではじまり、福祉教育でおわる」という言葉があります(原田,2009, p.81)。

つまり、福祉教育の推進は、社協の使命である「地域福祉の推進」の土台であるといえます。社協のあらゆる事業のあらゆる場面に教育と実践の要素があることを自覚し、地域住民とともに福祉教育について学び合うことが地域福祉の実践者となり、一人ひとりの住民も「点から線、線から面、面から立体的な人材育成と福祉の心の醸成」が図られるものと考えます。

2. 福祉教育推進のための「システム」づくり

地域において「誰でも、いつでも、どこでも」学ぶことのできる環境を整えるためには計画的な取り組みが求められます。学習目標の設定をはじめ、事業の体系化、役割分担と資質の向上を図るしくみづくりなどが不可欠といえます。

さらに、福祉教育推進は市町村社協単位で完結するものではなく、県内・全国の社協や関係機関と連携し、情報共有をしながら取り組んでいくものと考えています。福祉教育の理念やプログラム内容等について、他機関とともに検討を重ねていくことで、福祉教育全体の底上げを図れるよう進めていきます。

3. 「社協らしさ」を活かした福祉教育の展開

町社協やボランティアセンターの事業はもちろん、地区社協活動などは常に地域住民と共にあります。自らが暮らす美里町の生活(福祉)課題に住民自らが解決に向けて活動するなかで、それらにかかわる”学びと実践”は社協だからこそ、その機能を発揮できるものです。

人と人とが繋ぎ合う大切な線(ライフライン)を十分に活かし、福祉教育の領域から「こころのかよいあう福祉のまちづくり」へとつなげるものです。

ライフステージと福祉教育目標

ライフステージ	目 標	目指す姿
乳幼児期	親子の愛情によるきずなで結ばれた家族とのふれあいを通じて、信頼感、豊かな情操、思いやりの心を育む。	・親やきょうだいなどとの日常の関わりから愛情を感じて生活する。
	危険な場所や物事などがわかり、災害などの緊急時に、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようにする。	・様々な生活体験から周りの人々に好意をもち、思いやりや優しい心がめばえる。
	家族や自分たちの住んでいる地域の人々とのかかわりを通して、相手を思いやる気持ちを育てる。	・指示を理解し、危険から身を守る行動を起こすことができる。
学童期 低学年	教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。	・家族との信頼を深め、思いやりや感謝の心をもって生活できる。
	地域に住む人々との交流や多様な生活体験や学習を通して、様々な立場からの見方や考え方を知る。	・地域の身近な人たちとのふれあいの機会が増える。

<p>学童期 中学年</p>	<p>災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいをもつ人、高齢者、外国人など、一人ひとりに多様な「生き方」「暮らし方」があることを知る。
<p>学童期 高学年</p>	<p>家族や地域の人たちのために、自分ができることを考え、社会の一員として役立とうとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちを考え行動しようとする。
<p>学童期 高学年</p>	<p>日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりと助け合いの心を持ち、他者を受け入れたり認めたりすることができる。
<p>学童期 高学年</p>	<p>命や自然・文化との出会い、家族や仲間、地域の人々、地域の高齢者や障がいのある人々との交流や体験など、「心に響く体験」を通し、生命の大切さを知り、いろいろな気づきや発見をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちや立場を尊重し行動することができるようになる。 ・福祉に理解と関心を高め地域のボランティア活動などに取り組もうとする。
<p>思春期</p>	<p>地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も地域の一員であることを実感し、人とのつながりの中で自分にできることを考え、実践しようとする。 ・個性の異なる仲間と協働・連携することにより相手の立場や心情を深く思いやることができる。
<p>青年期</p>	<p>地域で暮らしている高齢者、外国人、障がいのある方等さまざまな生活や生き方があることに気づき、優しく豊かな人間性を育むと共に、主体的に地域活動に関わる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに協力しあいながら生きていくことに気づき、疑問や関心をもってさまざまな課題に向き合い行動しようとする。 ・地域の中で生じている課題を発見し、それを解決する方法を地域住民みんなで模索しようとする。
<p>青年期</p>	<p>自らの安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度を身に着ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活課題を具体的な行動や実践に結び付け、地域の中で共にによりよく生きていく。
<p>壮年期 高齢期</p>	<p>地域の中で日常的な交流やボランティア活動などを通して身の回りの福祉課題を自ら探り、福祉活動の意味や役割を理解して生活する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。 ・一人ひとりの学びを地域の学びとし、ノーマライゼーションの実現に向け、福祉の担い手として生活する。

学校を場にした福祉教育 ……他の教科や分野と関連させて / 発達段階に応じて

2020年～2030年頃までの間、子ども達の学びを支える「新学習指導要領」において、子ども達に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の重視が提唱されました。情報化、グローバル化の加速度的進展、人工知能(AI)の飛躍的進化などの急激な社会的変化を伴う予測困難な時代にあっても、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが必要であり、そのために「主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)」が重要であると言われています。

つまり、社協の強みである地域ネットワークを活かして学校と地域をつなぎ、協働できる場をコーディネートしていくことがますます重要となり、社協に求められている役割であると言えます。

地域や家庭を場とした福祉教育 ……地域の社会資源を活かし 多様な機会を捉えて

福祉教育は児童・生徒だけではなく、地域に住む住民みんなで取り組んでいくものです。

親子と一緒に学ぶ機会づくりを含めて、住民の誰もが生涯にわたって福祉を学べる場や機会があることが重要です。美里町には、福祉教育推進のため社協が行う「地域福祉笑楽校」や「まなびねっと」の他、町役場まちづくり推進課や地区コミュニティセンター等で行われている講座など“生涯において学ぶ機会”は数多くあります。そうした学びの場面に「福祉教育」の意義があることを、社協職員はもちろん、主催者である関係機関、参加者と共通認識し、意図的に意味づけしていくことが重要です。

いのちとくらしに向き合う福祉教育 ……東日本大震災と地域福祉の姿から

2011.3.11 東日本大震災——多くの住民が深い傷を負い、あの震災以降「生きる」ということを改めて考えさせられることとなりました。

震災直後に設置した美里町災害ボランティアセンターには、中高生などの若者を中心としたボランティアが連日集まり、以後閉所するまでの期間において、活動の大きな力となりました。「僕たちにできることがあったらやらせて下さい!」という強い意志を感じ、指定避難所である学校をはじめ公共施設のほか、地域の集会所も自主避難所となって困難を乗り越えました。

今、社会的弱者を援護するという狭義の対象の「福祉」から、地域の一員である「私たちのこと」とする広義の認識のもと、日々の生活に着目し、一人ひとりの違いを知り、その生き方を受け止めると共に、地域社会のあり方を共に考え、実践を重ねていく必要があります。地域の資源や課題について地域全体で認識して活動し、地域の福祉力を強化していくことが復興へとつながることが様々な取り組みの中で提唱されています。

また、子どもたちを地域の一員としてとらえ、発達段階に応じた学習機会の提供と、子ども達が自らの力で問題や課題を解決していくことができる力を獲得し、地域社会の生活に反映していくエンパワメントと、その福祉教育環境を整えていくことはとても重要なことです。

震災を経験し、被災地に住む私たちが復興という「希望をカタチ」にしていく過程には教育を抜きに語ることはできません。「生きるとは何か」「いのち(生命、生活、自然)」に直接触れ、普段からこうした「いのちの交流」ができるような福祉教育の在り方を、未来に向かって地域住民みんなで考えていくこと、そして、「共に生きる力を育む」ための福祉教育を推進していくことが、「今」を生きる私たちの責任だと思っております。

福祉教育と地域福祉活動の内容 …様々な内容を多様な場面で

福祉教育推進は、家庭、学校、地域において、各世代が日常の中で機会をとらえて取り組む必要があります。

学習の内容(例)

1. あつめる・つる(収集・募金活動)

使用済み切手、書き損じはがき、プルタブ(アルミ製)、赤い羽根共同募金、災害義援金、フードバンクなどの寄付活動 など

※集めた物やお金がどのように使われているのか、なぜ集めるのか(意義・意味)を伝える。

※量を問題にするのではなく活動の質を高める努力を行う。

2. つくる(製作・創作活動)

広報紙を音訳し音声広報CDを届ける、活字書を点字に訳す、共に楽しむゲームやレクリエーションを考える、子どもや高齢者などへのプレゼント等の小物づくり、地域に配布する防災マップ作製 など

※バリアフリーだけでなく、年齢や障がいの有無などにかかわらず多くの人が使いやすいように

設計されているユニバーサルデザインについて考える。

3. ふれあう(友愛訪問・交流活動)

高齢者宅などへのさりげない訪問や話し相手となる、子どもの遊び相手、託児、読み聞かせの活動、手紙の交換 など

※訪問先との信頼関係をつくる。地域と結び付き、差別や偏見を取り除く努力の過程を重視する。

4. てつだう(サービス活動)

高齢者宅でのくらしの手伝い(生活支援)、配食サービス、福祉施設での福祉体験学習、除雪ボランティア、専門技術を活かした活動、お茶のみ会等の地域活動の手伝い など

※児童・生徒や青年も、自分自身は地域を支える一員であると自覚できる活動の実践。

5. ひろめる(啓発・啓蒙活動)

研修会、講演会、映画会、ボランティア活動の体験発表会、活動を地域や家庭に伝える社協だよりの発行、ホームページの開設 など

※地域住民との情報共有や相互理解。

6. しらべる(調査・研究活動)

地域の遊び場や危険な箇所の点検、自然の動植物についての観察・調査活動 など

※自分たちの身体を使って「福祉の問題に気づく」大切な体験学習。

7. ととのえる(地域環境整備活動)

地域の清掃活動、花いっぱい運動、交通安全を呼びかける見守り・標語・ポスターづくり、自然や動植物の保護に取り組む活動 など

※「いのち」についての問題を投げかけ、自分も地球で暮らす一人というグローバルな意識を育てていく活動。

8. まなぶ(学習活動)

手話、点字、朗読、介助活動のため必要な知識や技術の習得 など

※ただ技術を学ぶのではなく、そこから「だれのために、どう活かせるか」を考えることが重要(ニーズの把握)。また、学習を継続して進める中で、地域のボランティア実践者や障がい当事者の方々など、多様な方々との交流や信頼関係を構築していく活動。

9. つたえる(文化伝承活動)

伝承遊びや行事・芸能活動などを体験する、郷土史の学習、地名や史跡を学ぶ、過去の災害について経験を語る など

※歴史の流れの中での、人の生き方や考え方、生活の仕方などを体験的に学ぶことは生活そのものを学び、次世代へとつなげる活動となる。

10. たのしむ(体育・レクリエーション活動)

社協事業への参加、地域のお茶のみ会、クラブやスポーツ少年団、子ども会などで交流を図る、健康づくり・介護予防につとめる。

※楽しい活動の中から QOL を高め、生きがいをもって心身共に健康な生活をおくる。

11. まもる・ふせぐ(防災・防犯・保健衛生・医療看護の活動)

通学路点検、家庭内外の危険個所の検証をする。過去の災害を教訓にして安全な住環境と地域づくりに取り組む、食生活を考える、ごみや環境汚染の問題について考える、救急法の学習、家庭看護の学習、心肺蘇生法の学習、献血活動 など

※日頃から健康づくりや防災・防犯意識をもって、安心・安全、健康な生活へとつなげる。

12. なかよくする(国際協力・国際理解活動)

外国の方との交流、ホームステイ受入れ など

※異文化を理解したり、個性を尊重し、友好・信頼関係を築く。

13. まねく・もてなす(行事への招待活動)

地域のおまつりやイベント、運動会や学芸会等の学校行事等に家族や地域の方々、施設の利用者などを招待する など

※楽しい行事を共有する。共通の話題・体験から、今後の関わりへとつなげる。

14. その他



住民と共に「福祉教育サポーター」…協働実践



福祉教育では、子どもから大人まで、全ての人が自分の住む地域やそこに暮らす人の生活上の問題に関心を持ち、この問題を解決しようとし、その過程から得られる学びを大切にしていく必要があります。

福祉に関する知識や技術だけではなく、豊かな福祉観と幅広い視野を持ち、福祉教育に取り組む際に支援やアドバイスができる人材(=人財)を育成していくことにより、個性や価値観の異なる方との交流や内容の充実が図られ、豊かな福祉教育実践が形作られるものと思います。また、福祉教育の理念や方策について共通理解し、学校、行政、社会福祉施設、NPOなど、その特性を活かしながら協働していくことこそ、地域における福祉教育の機会となると考えています。

《福祉教育サポーター養成講座プログラム》

【ねらい】福祉に関する知識や技術だけではなく、豊かな福祉観と幅広い視野を身につけ、福祉教育の各場面で学習をサポートしたり、関係機関などが福祉教育の取り組みを行う際に支援やアドバイスを行うことのできる人材を育成する。

※令和2年度末 社協ボランティアセンター登録サポーター 29名

【福祉教育サポーターのめざす姿】

- ①学校教育の場面などを中心に児童・生徒に対する福祉教育の支援を行う
- ②地域における福祉教育のアドバイスやサポートを行い、福祉教育の普及・啓発を図る
- ③美里町社会福祉協議会が行う、福祉教育やボランティア講座などにおいて運営等を協働し、福祉教育の充実を図る
- ④より豊かな福祉教育プログラムを共に開発する
- ⑤地域の中で共によりよく生きる

美里町地域福祉活動計画により 福祉教育実践から

『基本理念』である **み**ちかな地域の安心へ

ささえあう手と手をつなぎあい

ともに築こう福祉のまち”みさと” を目指すものです。

福祉教育は「いのちに向き合い **ともに生きる力**を育む教育」

コミュニケーションを大切にした体験学習などを通して「気づき」「考え」「表現・行動」「振り返り」「明日へ向かう」というプロセスと経験の中で、自ら課題を見つけ、判断したり、課題解決しようとする態度や力を身につけ、社会の中で自他ともにいのちを大切に生きていくことができるように育む学びです。

《参考文献》

- 1.上野谷加代子・原田正樹監修『新福祉教育実践ハンドブック』社会福祉法人全国社会福祉協議会、2014年
- 2.原田正樹『共に生きること 共に学びあうこと』大学図書出版、2009年

美里町社会福祉協議会では「障害」についての表記は、法的用語・施設名称以外は『障がい』と表記しています。